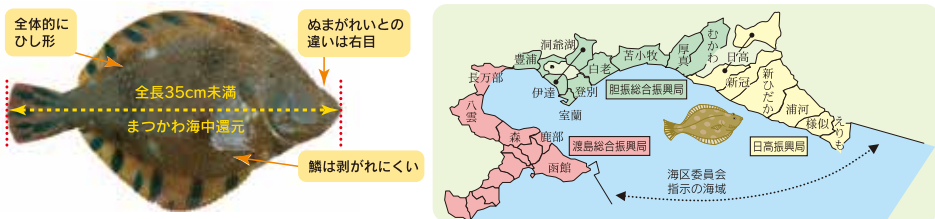


「幻の魚」まつかわを守ろう

*全長35cm未満のまつかわは海中還元！

函館市古部町～えりも町東端までの太平洋海域では、全長35cm未満のまつかわを採捕した時は、速やかに海中へ戻して下さい。



・函館市古部町からえりも町東端までの太平洋海域において、まつかわ(たかのは、たんたか、ブランド名「王鰈」)の資源回復を図るために、平成18年度から漁業者による大規模な種苗放流が行われています。現在、まつかわの資源は、そのほとんどがふ化放流魚で占められています。
 ・当海域では、こうした資源を保護するために、漁業者に限らず、資源を利用する全ての方は、海区漁業調整委員会指示により、全長35cm未満のまつかわを採捕した場合は、速やかに海中に還元(リリース)しなければなりません。

ご理解
願います!

資源の増大に向けた漁業者の取組

漁業者や漁業関係機関は、水産資源の維持や増大を図り漁業生産を向上させるため、「つくり育てる漁業」や「資源管理型漁業」に取り組んでいます。

「つくり育てる漁業」は、人為的に水産生物の種苗生産や放流、育成管理、漁場の造成や改良、養殖などを行うもので、漁業者が種苗や稚魚の生産及び放流を行う経費の一部を負担しています。

また、「資源管理型漁業」では未成年魚の保護や適正な漁獲量の設定など、積極的に資源を管理しています。

「つくり育てる漁業を行っている主な魚種」

さけ・ます・ひらめ・まつかわ・にしん・ほたてがい
 こんぶ・えぞはぶんじゅん・あわび など

[資源管理協定で漁業者が規制している魚種とサイズ]

魚種	規制サイズ	対象海域
ひらめ	全長35cm未満	津軽海峡海域を含む北海道日本海海域
まつかわ	全長35cm未満	函館市古部町からえりも町東端までの太平洋海域
まがれい	全長18cm未満	北海道周辺の全海域
そうはち	全長18cm未満	
すけとうだら	全長34cm未満	

クロマグロの 資源管理に ご協力ください

～遊漁者・遊漁船業者の皆様へ～
 クロマグロ遊漁の規制や広域漁業調整委員会指示については、水産庁のホームページから確認をお願いします。

期間: 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

遊漁者・遊漁船業者の皆様へ

クロマグロ

資源保護のお願い

クロマグロ(メジ、ヨコワ、シビ等)の資源回復のため、採捕制限を実施しています。遊漁者の皆様にもご理解とご協力をお願いします。

山口県水産研究センター提供

クロマグロ小型魚(30kg未満)採捕は禁止!

※原則せず採捕した場合には直ちにリリースしてください。
※縦お目長(目の先から尾の付け根まで)100cm以下が目安ですが、個体差があるので、100cm以上でも30kg未満のおそれがある場合はリリースするようにしてください。

クロマグロ大型魚(30kg以上)採捕は5日以内に報告を!

キープは1人1日1尾まで!

※リリースしたものについては報告義務はありません。
 時期ごとに採捕数量を管理し、数量が多い場合は採捕禁止期間を設けます。

LINE公式アカウント

報告サイト

報告は、LINEアカウント又は報告サイトから簡単にできます。LINEアカウントからは過去の釣果記録を確認することも可能です。

上記の詳しい内容は右のQRコードから水産庁のWebサイトで、
釣行前には必ず採捕禁止期間ではないことを確認してください。

水産庁

【お問合せ先】 水産庁管理調整課 沿岸・遊漁室
 TEL: 03-3502-8111(内線6705)